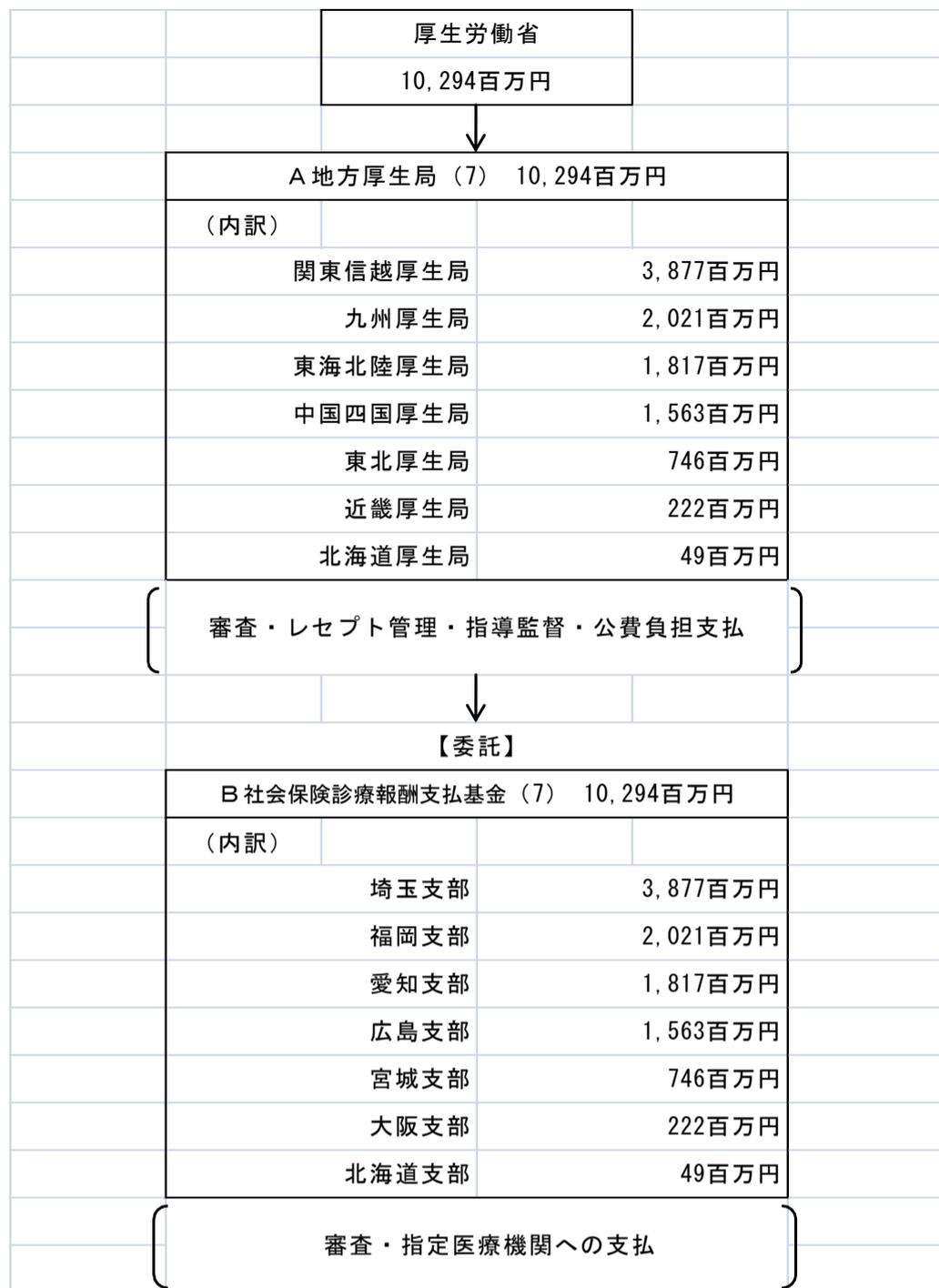


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等	事業開始年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局庁	障害保健福祉部	担当課室	精神・障害保健課 医療観察法医療体制整備推進室	針田 哲		
会計区分	一般会計	上位政策	精神保健事業に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(第81条第1項)	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療を行うことにより、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、もって社会復帰を促進すること。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	医療観察法に基づき、入院決定又は通院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施しており、その医療に必要な経費を10/10国が負担している。					
実施状況	<平成21年度> ○入院対象者数 471人 ○通院対象者数 720人					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	8,993	10,876	14,045	14,200	16,259
	執行額	1,214	9,604	10,294		
	執行率	14%	88%	73%		
	総事業費(執行ベース)	1,214	9,604	10,294		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	○支出先: 社会保険診療報酬支払基金 ○用途の把握状況: 法対象者が受ける医療は医療機関が定められており、支払審査事務を委任された社会保険診療報酬支払基金で審査されている。				
	見直しの余地	「医療観察法の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。」と規定しており、本年7月に5年を経過することから、国会への報告による検討結果に基づいて、必要な対応を行うこととしている。				
予算監視の効率化	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び所要の予算規模を維持すべきである。					
補記						

資金の流れ  
 (資金の受け取り先が何を  
 しているかについて補足する)  
 (単位:百万円)



費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A. 関東信越厚生局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	入院医療費、通院医療費	3,876			
事務費	審査支払事務費	1			
計		3,877	計		0
B. 社会保険診療報酬支払基金 埼玉支部			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
医療費	入院医療費、通院医療費	3,876			
事務費	審査支払事務費	1			
計		3,877	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0